ADRで和解しました

大熊町における和解事例のご紹介

ADRセンターを利用して、**賠償額が増えた**事例や
支出した費用が賠償された事例を集めました



東電から**すでに賠償を受けていても**
追加で賠償を受けられる可能性があります！

大熊町の皆さんへ

例えば、このようなご事情はありませんか？

長年 大熊町に住み
地域との結びつきが強い



家族が離れ離れになり
二重生活となった



避難により
職を失った



乳幼児の世話をしながら
避難生活を送った



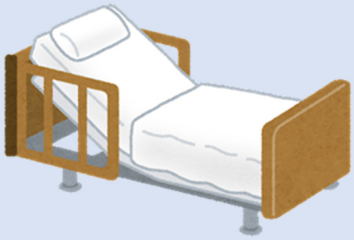
自家消費していた
野菜や米を作れなくなり
生活費が増加した



持病や障害を
抱えながら避難した



避難により
健康状態が悪化した



避難により**農機具が管理できず使用不能**となった



生じた営業損害に対し
直接請求による賠償では不十分



墓石の修理費用や移転費用がかかった



避難時に持ち出せなかった
高額家財（ピアノ・ひな壇・着物等）があった







次頁以降で、大熊町の和解事例のポイントを紹介しています

- 紹介した和解事例について、詳しい内容をお知りになりたい場合は、各事例の紹介ページに和解契約書のQRコードを掲載していますので、そちらからご参照ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

- 和解事例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用できる基準ではありませんが、ご自身の事例について検討するにあたっての参考となります。

「自分も該当するかも」と思った方は原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）への和解仲介の申立てをご検討下さい



事例１

令和７年２月１９日成立
公表番号　２１４９

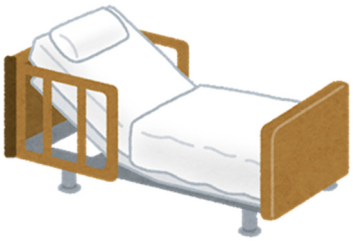
障害を抱えながら避難しました。

事例概要

和解契約書

- 申立人：
 帰還困難区域（大熊町）から避難した方
- ポイント及び和解内容

 障害（精神障害等級３級）を抱えながらの避難であったことを考慮し、**日常生活阻害慰謝料の増額分（申立人の病状が特に悪化した平成２３年３月から同年９月までは月額５万円、その後の同年１０月から平成３０年３月までは月額３万円）**の賠償が認められた。



「日常生活阻害慰謝料」とは？

避難等を余儀なくされたことにより、日常の平穏な生活が長期間妨げられたために生じた精神的苦痛に対する慰謝料です。

事例２

令和７年９月２４日成立
公表番号　２２００

避難により予定していた持病の手術を受けることができませんでした。

事例概要

和解契約書

- 申立人：帰還困難区域（大熊町）から避難した方
- ポイント及び和解内容

① 持病（子宮筋腫）の手術が平成２３年３月中旬に予定されていたにもかかわらず、**原発事故が発生し避難を余儀なくされたため、当該手術を受けることができないまま、突然の体調悪化に対する不安を抱きながら避難生活を送らざるを得なかったこと**

② **避難先の医療機関で一から診察を受け直すこととなり、精神的・肉体的に大きな負担があったこと**

これらのこと等を考慮して、平成２３年３月から同年１２月まで**持病を理由とする**月額５万円の**日常生活阻害慰謝料**（👉３頁参照）**の増額分の賠償**が認められた。



事例３

令和６年１月２９日成立
公表番号　２０４０

子供が避難先でいじめにより転校せざるを得なくなり、夫も原発事故により転勤になり、家族が離れ離れになりました。乳幼児を連れて避難しました。

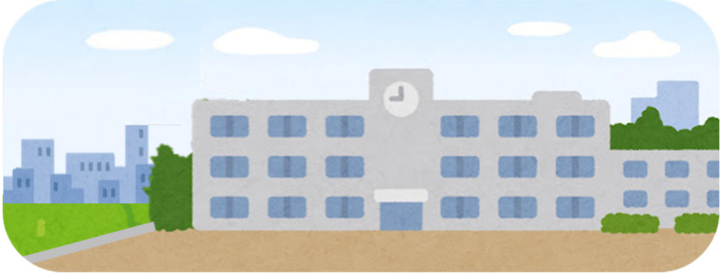
事例概要

和解契約書

- 申立人：
 帰還困難区域（大熊町）から避難した父母、乳幼児を含む子３名
- ポイント及び和解内容
 日常生活阻害慰謝料（👉３頁参照）**の増額分**として、

① 原発事故が原因で、第一子が**避難先の学校でいじめを受け県外の中学及び高校（全寮制）に進学したこと**や、**父が転勤したことによって、家族別離が生じたこと**を考慮して、別離期間につき子らの年齢等の事情を踏まえて算定された金額が賠償された。

② **乳幼児（末子）を連れての避難であったこと**を考慮して、末子が小学校に入学するまでの期間につき月額３万円が賠償された。



事例４

令和６年１１月１日成立
公表番号　２１２２

介護をしながら避難しました。
介護のため、仕事ができなくなりました。

事例概要

和解契約書

- 申立人：
 帰還困難区域（大熊町）から避難した夫妻及び妻の亡母の相続人
- ポイント及び和解内容
 以下の賠償が認められた。

① 平成２９年６月から平成３０年３月までの**日常生活阻害慰謝料**（👉 ３頁参照）**の増額分**として、

- 亡母に対し、**障害（身体障害等級１級）及び要介護**を理由として月額１０万円の賠償
- 妻に対し、**亡母の介護**を理由として月額６万円の賠償

② 長年生活をしていた自宅から**避難したことにより視力障害を有する亡母の生活全般の介護が必要となったため、妻の就労が困難になった**という事情を勘案し、妻に対し、直接請求手続での既払分以降の平成２８年３月から亡母の施設入所後一定期間が経過した平成３０年１０月まで、**生命身体的損害にかかる就労不能損害**（原発事故の影響割合は７割から３割に漸減）**の賠償**

事例５

令和５年５月１８日成立
公表番号　１９６４

避難のため、家族が離れ離れになりました。
持病を持ったまま、避難せざるを得ませんでした。

事例概要

和解契約書

- 申立人：
 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら３名と亡Ａ氏の相続人

- ポイント及び和解内容：
 以下の賠償が認められた。

① 平成２９年６月から平成３０年３月までの**日常生活阻害慰謝料**（👉３頁参照、合計４００万円）、**過酷避難状況による精神的損害**（合計１２０万円）、墓地移転費用（ただし、直接請求手続における既払金１５０万円を控除）等の賠償

② **避難によって家族別離等が生じたこと**を考慮して、平成２３年３月から平成２５年４月まで１人当たり月額１万円の**日常生活阻害慰謝料の増額分**（合計１０４万円）の賠償

③ 自主的避難等対象区域に滞在した申立人１名及び亡A氏につき、自主的避難等に係る損害（合計４０万円）の賠償が、亡A氏につき、**原発事故前に発症した疾病を患いながら避難したこと**を考慮して、平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円ないし４万円の**日常生活阻害慰謝料の増額分**（合計２８２万円）**の賠償**



「過酷避難状況」とは？

着の身着のまま取るものも取り敢えず避難したなど避難の状況が過酷であったことをいいます。

事例６

令和７年１月２１日成立
公表番号　２１４０

事故時の入院先から集団避難しました。長い間地元に住み、地域に密着した生活をしていました。

事例概要

和解契約書

- 申立人：
 要介護状態で帰還困難区域（大熊町）の介護施設に入所していた亡Ｂ氏（原発事故当時９０歳）の相続人

- ポイント及び和解内容
 以下の賠償が認められた

① 原発事故後、**バスによる集団での避難を余儀なくされ、避難先を転々とした末、避難先の病院へ入院するに至ったなどの過酷な避難状況にあったこと**を考慮し、**過酷避難状況**（👉 ８頁参照）**による精神的損害**３０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）**及びその増額分**１５万円



② 大熊町で生まれ育ち、**居住期間が約８７年にわたっていたこと**、亡Ｂ氏の亡夫とともに長年地域で理容室を営み、地域のイベントやボランティア活動に参加するなど**地域社会と強い関わり合いがあったこと**、**当該地域に帰還できないまま平成２９年に逝去したこと**等を考慮し、**生活基盤喪失による精神的損害**（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）**の増額分**として５０万円



「生活基盤の喪失」とは？

長期間にわたり住居があった区域に帰還することができない状況が続き、故郷が失われたのと同様な状況が生じたことをいいます。

事例７

令和７年７月２４日成立
公表番号　２１６７

長い間 地元に住み、
地域に密着した生活をしていました。

事例概要

和解契約書

- 申立人：帰還困難区域（大熊町）から避難した亡母及び亡父の相続人
- ポイント及び和解内容

亡母について

大熊町の実家で生まれ育ち、**居住期間が約８０年にわたっていたこと**、実家が営む商店の手伝いを通じて地域の住民と交流していたなど、**地域社会との関わり合いがあったこと**等を考慮し、**生活基盤喪失**（👉10頁参照）**による精神的損害**（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）**の増額分**として３５万円の賠償が認められた。

亡母と同居していた亡父（申立人が相続）について

居住期間が約５０年にわたっていたこと、教師として福島県内の学校に定年まで勤務し、退職後は地元の会社に約２０年間勤務したほか、地域の住民と交流していたなど、**地域社会との関わり合いがあったこと**等を考慮し、**生活基盤喪失による精神的損害**（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）**の増額分**として３５万円の賠償が認められるなどした。

事例８

令和５年１２月６日成立
公表番号　２０２４

東電への直接請求で
氏神様の賠償がされませんでした。

事例概要

和解契約書

- 申立人：
 帰還困難区域（大熊町）に居住していた方

- ポイント及び和解内容：
 自宅敷地内に所在していた氏神様（祠）につき、**直接請求で賠償済みの庭木・構築物の価格に含まれないとして、取得価格から経年減価を考慮した金額が財物損害として賠償**されるなどした。



事例９

令和６年８月２３日成立
公表番号　２１０１

避難により自家消費用の米・野菜が作れなくなり買わざるを得ませんでした。
避難の際、着物等を持ち出せませんでした。

事例概要

和解契約書

- 申立人：
 帰還困難区域（大熊町）に居住して兼業農家を営んでいた方
- ポイント及び和解内容
 以下の賠償が認められた

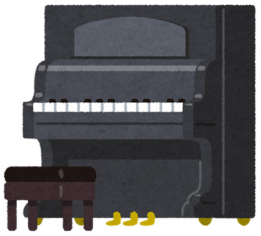
① 平成２３年３月から令和元年１２月までの**自家消費米・野菜の購入費用に係る農業損害**（ただし、既払金を控除）



② 高額家財の財物損害に関し、**その使用状況等も踏まえて算定した実質的耐用年数（着物及びテーブル等は５０年、ピアノは４０年）を用いて算出した金額**（ただし、既払金を控除）による賠償







事例１０

令和５年１１月１５日成立
公表番号　２０１９

土地を貸していた方も避難して、地代が払われていませんが、資料がありません。

事例概要

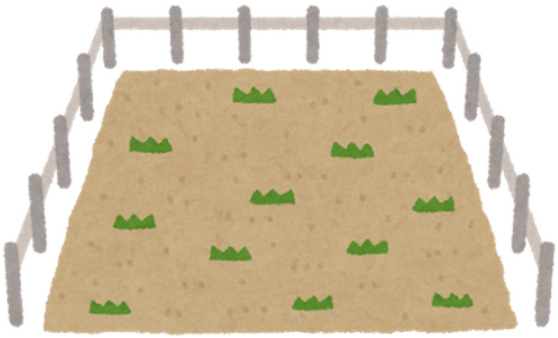
和解契約書

- 申立人：

 帰還困難区域（大熊町）から避難した方

- ポイント及び和解内容

 看板等を設置する目的で土地を貸していたところ、**原発事故によって借地人が避難するなどしたため地代が支払われなくなったこと**を考慮して、**将来分も含むものとして６年分の営業損害（賃貸借契約書が存在しないなど客観的な資料が十分ではないものの、立証の程度を考慮して、３割の限度）**が認められた。



ADRセンターとは



Q１　原子力損害賠償紛争解決センター（＊）とは、何ですか?
＊以下 「センター」といいます

A１　法律に基づき、平成２３年３月の東京電力福島第一・第二原子力発電所事故（以下 「本件事故」といいます）による原子力損害の賠償に関して、当事者間に紛争が生じた場合に、当事者からの申立てを受けて和解の仲介をする組織です。

Q2　センターの特徴は何ですか?

A2
- 申立ては無料（ただし、書類作成費用、郵送費用等は自己負担です）
- 弁護士を立てず、ご本人だけでも申立てできます。
- 公正・中立な第三者の仲介委員（弁護士）が東京電力との間に入って和解を仲介します。
 → 申立人が東電と直接話をする必要はありません。
 仲介委員が、和解案を検討し、東電と申立人に提示します。

Q3　どのくらいで和解が成立しますか?

A3　標準的な申立てでは、申立てから平均約８.８か月で和解案が提示されています。

Q4　申立てをしたいのですが、どのようにすればよいですか?

A4　申立書に必要事項を記入のうえ、以下のいずれかの方法でご提出ください。＊各事務所所在地等は、裏表紙をご参照ください。

①東京事務所あてに郵送
②東京事務所や福島県内の最寄りの事務所・支所に持参

センターが自治体等と連携して実施する説明会場では、弁護士等の専門家から説明を受けながら申立書を作成できます。

Q5　申立書はどこで入手できますか？自分で作成できますか？

A5　該当する項目にチェックをつけるなどして完成する、簡易な申立書の様式を用意しています。

- センターの各事務所・支所の受付に備え付けてあります。
- センターのホームページからのダウンロードもできます。 ▶▶▶
- 申立書を送ってほしい、書き方がわからない等は、以下にご連絡ください。

センターフリーダイヤル　０１２０－３７７－１５５

Q6　東京電力に直接請求中です。センターに申立てできますか？

A6　申立てできます。

Q7　すでに東京電力に直接請求して賠償金を受け取っていますが金額に不満があります。センターに申立てできますか？

A7　申立てできます。

Q８　レシートなどの資料が手元に残っていないのですが、申立てできますか?

A8　申立てできます。

Q９　今まで東京電力から何について賠償してもらっているのか、自分が何を請求できるのかわかりませんが、十分に賠償されていない気がします。申立てはできますか?

A9　申立てできます。
センターの手続きの中で、これまでの賠償状況の確認や、東京電力に提出した資料の取り寄せをして賠償が十分にされているか、漏れがないか確認することができます。

Q１０　申立て後に、途中で、手続きをやめることができますか?その後、また申立てをすることができますか?

A１０　はい、できます。その後、また申立てをすることができます。

Ｑ１１　事故から１０年以上過ぎています。まだ申立てできますか？

Ａ１１　申立てできます。
現在も多くの申立てについて、和解が成立しています。
東京電力も、時効を理由に一律に賠償請求をお断りすることはせず、消滅時効に関して柔軟な対応を行う旨公表しています。

Ｑ１２　亡くなった親の分を請求したいのですが、できますか?

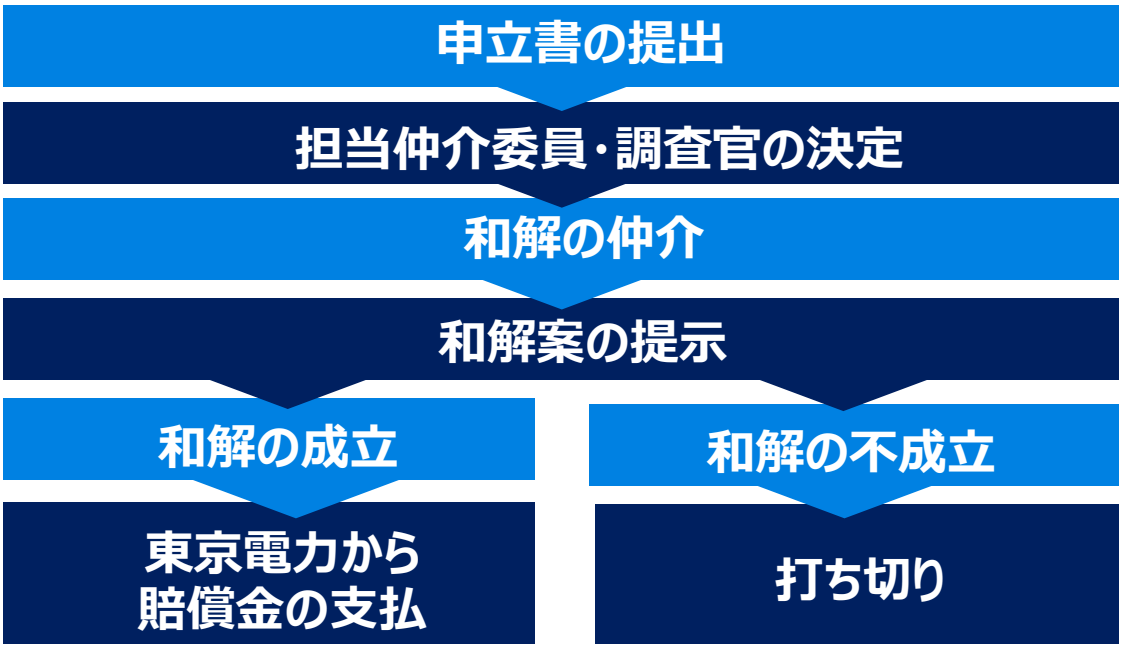
Ａ１２　相続人の方が申し立てることができます。次ページをご覧ください。

Ｑ１３　東京電力は和解に応じるのですか？

Ａ１３　これまで３万件以上の申立てがあり、終了した事案の約８割で和解が成立しています。

Ｑ１４　申立後は、どのように手続きが進むのでしょうか?

Ａ１４　手続きの大まかな流れは、以下のようになります。



手続きの流れをわかりやすく解説した
漫画冊子を用意しています。



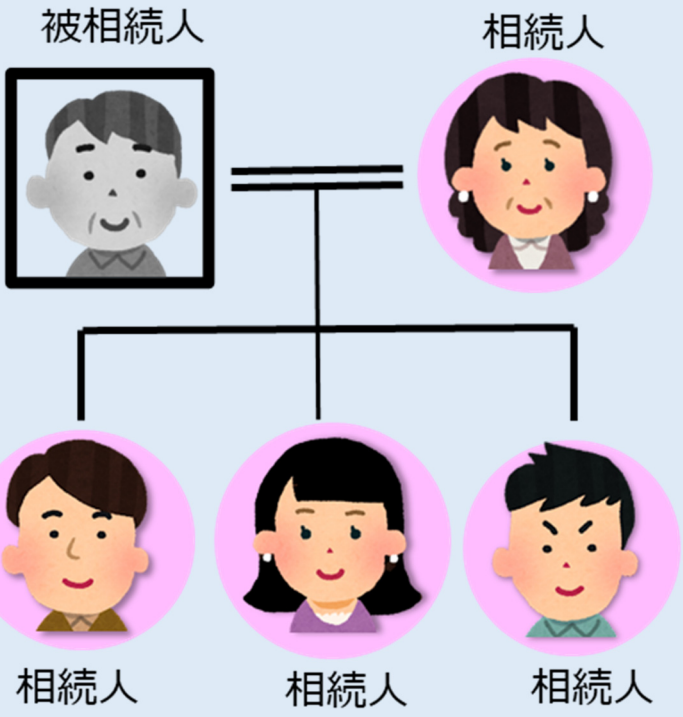
亡くなった方の賠償がそのままになっていませんか？

- **亡くなった方が受け取るはずだった原発事故の賠償金は、相続人が請求することができます。**

- **相続人が複数いる場合は、基本的に、相続人全員で申立て**をしていただいておりますが、相続人の一部が所在不明や連絡が付かない場合などには、その相続人を除いた形で申立てできる場合もあります。

【提出いただく主な書類】 ※申立て後の提出も可能

- 申立人（相続人）の現在の戸籍謄本
- 亡くなった方（被相続人）の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本等

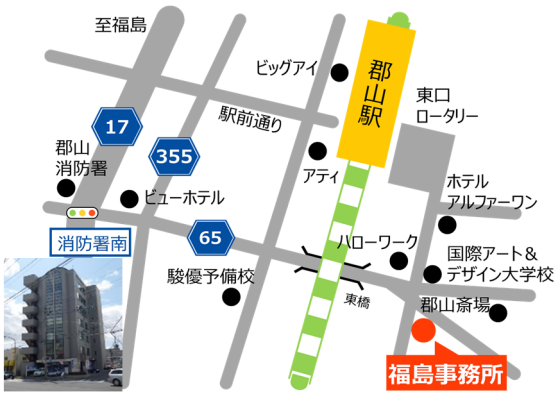




早期一部支払の
手続の流れ

ADRセンターの事務所・各支所が利用いただけます

福島事務所 開所日 月 火 水 木 金



福島県郡山市方八町1-2-10　郡中東口ビル2階
※入居者用ではなくテナント用エレベーターをご利用ください

県北支所 開所日 月 ~~火~~ 水 ~~木~~ 金



福島県福島市栄町6-6　福島セントラルビル３階
（旧 ユニックスビル3階）

会津支所 開所日 ~~月~~ 火 ~~水~~ 木 ~~金~~



福島県会津若松市追手町7-5
福島県会津若松合同庁舎新館 2階ミーティングルーム2

いわき支所 開所日 月 火 ~~水~~ 木 金



福島県いわき市平字小太郎町1-6
いわきセンタービル4階

相双支所 開所日 月 火 水 木 金



福島県南相馬市原町区本町2-1
南相馬市役所北庁舎2階

申立書を郵送する場合は
下記宛先までお願いします



〒105-0003
東京都港区西新橋1-5-13
８東洋海事ビル 9階
原子力損害賠償紛争解決センター
東京事務所
（又は ADRセンター東京事務所）

ADRセンター
ホームページ

お問い合わせ先
文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター

フリーダイヤル
0120-377-155
（受付時間　平日10:00～17:00）

ADR手続の
主な流れ

令和８年８月発行